C　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の市町村の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数
D　市町村が受け入れた被災者の当該市町村の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数
E　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数
F　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額

二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

第四条第一項第一号の表第十九号を次のように改める。

十九　被災地域の応援等に要する経費	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号イの表第六号を次のように改める。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。

○経済産業省令第十九号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。

（共済金を貸し付ける事態）

第十条の二　法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知

二　共済契約者の取引の相手方たる事業者と当座取引を有する取引金融機関が、当該金融機関が手形交換を行つている手形交換所に対して書面によつてする災害により被害を受けたことで手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書の支払を停止する旨の通知

2　前項の書面には、作成の年月日を記載し、第一号の手続にあつては弁護士等、第二号の手続にあつては当該金融機関を代表する者が署名し、又は記名押印しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成二十三年四月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日より北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年十月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年十月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十一年四月十日閣議決定）及び「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十二年四月九日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

○内閣府告示第二十号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一浄水器（飲用に供する水を得るためのものであつて、残留塩素を除去する機能を有するものに限る。以下同じ。）の品質に関し表示すべき事項の項第四号中「最小動水圧」の下に「（供給された水を貯留してろ過するものを除く。）」を加え、第七号を第八号に、第六号を第七号に改め、第五号の次に次の一号を加える。

六　回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）

別表第二第三十号（三）中「その流量を表す数値の」を「表示したろ過流量に対して」に改め、同号（四）本文中「（回分式のものを除く。）」を「（供給された水を貯留して使用するものを除く。）」に、「その動水圧を表す数値のマイナス十パーセント」を「表示した最小動水圧に対してプラス十パーセント」に改め、同号（四）イ及びロを次のように改める。

イ　連続式のものにあつては、使用可能な最小動水圧の測定は、日本工業規格S三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・二に定める最小動水圧試験の測定方法によることとし、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。

ロ　回分式のもの（供給された水を貯留して使用するものを除く。）にあつては、別表第一の規定に基づいて表示するろ過流量を得ることができる最小の動水圧とすること。